

## 会社が倒産したが、給料が心配

- ・勤めている会社が倒産しそうだ。給料、退職金を確保したい。
- ・勤めていた会社が倒産してしまった。給料は、誰にどのように請求したらよいか。

### ◆ 基本のきほん

#### ◎倒産とはどういう状態？どんな問題が起きるのか？

倒産とは、一言でいえば、会社が経営的に破綻した状態をいいます。典型的なものは、破産宣告を受けたとか、半年以内に手形や小切手の不渡りを2回出してしまい、銀行取引の停止処分を受けて事実上の倒産に至った場合等があります。

会社が倒産した場合、法律上の手続きをとらずに、債権者が押しかけて財産を持ち出すなど、「早いもの勝ち」の状態になる場合があります。よほど迅速・的確に対応しないと、労働者は何も得るものがないことになりかねません。

#### ◎会社の倒産処理と手続き

一口に倒産処理といっても、倒産企業を解体して清算させる「清算型」と、倒産企業の再建を目的とした「再建型」の2種類があります。

また、処理の仕方により、裁判所を通じる法的整理と裁判所を通じない任意整理があります。企業が倒産した場合でも、労働者を解雇する場合は、客観的で合理的な理由が必要ですし、解雇予告手当も支払う必要があります。

区 分	裁判所を通じる場合 (法律上倒産)	裁判所を通じない場合 (事実上の倒産)
会社を処分させる場合(清算型)	破産(破産法) 特別清算(会社法)	任意整理 (私的整理、内整理)
会社を継続させる場合(再建型)	民事再生(民事再生法) 会社更生(会社更生法)	任意整理 (私的整理、内整理)

#### ●破産(破産法)

債務者が支払不能又は債務超過などに陥った場合にその財産関係を清算し、すべての債権者に公平な分配をすることを目的とする裁判上の手続きです。裁判所から選任された破産管財人が、財産の管理処分権を持ちます。対象は法人、自然人です。

#### ●特別清算(会社法)

清算中の株式会社について、会社法に基づき、債務超過の疑いがある場合に、裁判所の監督のもとで清算手続を行います。

#### ●民事再生(民事再生法)

経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得て、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めて、会社の経営を再生する手続です。対象は法人、自然人です。

#### ●会社更生(会社更生法)

放置しておけば、破産に追い込まれるおそれがあるが、再建の見込みがある株式会社について、関係者の利害を調整しつつ、その企業の維持更正を図ることを目的とします。

#### ●任意整理、内整理

裁判所が関与しない倒産です。定められた手続はありません。

#### ◎労働債権保護の限界

労働者の未払賃金や退職金などの労働債権は、一般先取特権という他の債権者に優先して弁済を受ける権利がありますが、次の場合はそちらの方が優先します。

- ① 抵当権等担保がついている場合
- ② 国税や地方税、社会保険料が滞納になっている場合

### ◆ こんな対処法があります！

#### 1 会社が倒産した場合(しそうな場合)、会社との折衝

倒産という一刻を争う状況のなかで、労働者が1人で会社と折衝することは、大変なことです。そこで労働組合があれば(なければ結成又は加入して)、みんなでまとまって会社と交渉していくのが一般的です。

- 未払賃金、退職金について確認書(未払労働債権確認書)を使用者との間で取り交わす。
- 資産状況の調査に基づき、仮差押や先取特権による強制執行等裁判上の保全手続きをとる。
- 会社との話し合いにより、売掛金や動産の譲渡を受けたり、不動産の担保をつけさせる。
- 解雇や事業所閉鎖などについて、労働組合の同意を必要とさせる。
- 労働組合による事業所の使用、占有と組合活動の保障についての協定書を結ぶ。

#### 2 経営者がいなくなった場合

他の債権者や友人・親戚などを通じて、経営者を捜します。倒産になった場合、社長が債権者からの追求を逃れるため、行方をくらますこともよくあります。その場合には、残った役員や管理職らに協力を求めて、前記「未払労働債権確認書」などを作成してもらう方法があります。できる限りの資料を集めて、労働債権の回収を図ることは十分に可能です。

#### 3 未払賃金立替払制度の利用

企業が倒産し、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づいて、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払をする制度です。

#### ●実施機関

独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー(賃金援護部 審査課内) 〒211-0021 川崎市中原区木月住吉町1-1 TEL044(431)8663

## ●立替払の対象となる倒産

### ①法律上の倒産

破産手続開始の決定(破産法)・特別清算手続開始の命令(会社法)・再生手続開始の決定(民事再生法)・更生手続開始の決定(会社更生法)

### ②事実上の倒産(中小企業事業主のみ)

企業が倒産して事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことについて労働基準監督署長の認定があった場合

## ●立替払を受けられる人(①～③の条件を全て満たす)

①労災保険の適用事業で1年以上事業活動を行ってきた事業主に雇用され、企業の倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者であった人

②裁判所に対する破産等の申立日(法律上の倒産の場合)、又は労働基準監督署(以下「労基署」)長に対する事実上の倒産の認定申請日(事実上の倒産の場合)の6か月前からその後2年の間に、その企業を退職した人

③未払賃金額等について、破産管財人等の証明(法律上の倒産の場合)、又は労基署長の確認(事実上の倒産の場合)を受けた人

## ●立替払の対象となる未払賃金

- 退職の6か月前から労働者健康安全機構に対する立替払請求日の前日までの間に、支払期日が到来している定期賃金及び退職金(これ以外の賃金や賞与等は対象外)。ただし総額2万円未満のときは対象外

- 立替払の範囲は未払賃金総額の80%(限度額あり)

退職日現在の年齢	未払賃金の上限額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円
30歳以上45歳未満	220万円	176万円
30歳未満	110万円	88万円

## ●立替払の請求手続き

### ①法律上の倒産の場合

- 倒産の区分に応じた証明者に対して、立替払い請求の必要事項についての証明を申請

(破産:破産管財人、特別清算:清算人、民事再生:再生債権者(管財人)、会社更生:管財人)

- 労働者健康安全機構に「立替払請求書」等を提出

### ②事実上の倒産の場合

- 倒産企業の本社を管轄する労働基準監督署長に当該事業場が事業活動を停止し、再開の見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことについて認定の申請

- 認定通知書が交付されたら、労基署長に立替払請求の必要事項についての確認の申請

- 確認通知書が交付されたら、労働者健康安全機構に「立替払請求書」等を提出

## ●「事実上の倒産」を申請するときの注意

労基署は、「本当に倒産したのか」「不払い額はいくらかなのか」を調査してから認定を行います。したがって「労基署への申請」即「立替払い」というわけではありません。また、倒産認定だけでなく、未払額の認定も行いますので、労働者が実際の支払を受けるまでには、相当な期間がかかるのが実態です。手続を少しでも早く進めるには、労基署に1日でも早くあるがままを話し、指示に従いながら、関係書類を提出した方が良いでしょう。

立替払制度は最後の手段ですが、手続きの方は最初に手を付けておく必要があります。

## 4 裁判手続きによる労働債権の確保と回収の手段

先取特権に基づく差押、仮差押、賃金仮処分等の申立、簡易裁判所への支払督促などの申立があります。

## ◆できるだけ資料をそろえましょう

□決算関係書類(賃借対照表、損益計算書、財産目録、償却資産明細書等)

動産(商品、材料、機械、備品等)については、財産目録や償却資産明細書等をチェックすると良いでしょう。

□不動産(家屋、土地、建物)

地方法務局に行けば登記簿謄本がとれますので、所有権の移動や抵当権などについて、調べるとよいでしょう。

□売掛金(相手方、金額、支払い時期)

売掛金台帳などの帳簿から、売掛金の状況を調べます。

□退職金積立状況

退職金積立状況は、財務諸表が入手できれば、ある程度把握できます。中退共や社外積立型退職金などの場合は、共済事業本部や提携先の金融機関に連絡して調べます。

□登録事項証明書(法人の場合)

法務局で入手します(代表者や役員の氏名住所などの情報収集)

□その他、社長、役員個人の資産(土地、建物)の状況も参考になることがあります。

□未払い額の確定のための資料

- 給料明細書、賃金台帳、源泉徴収票、預貯金通帳(口座振込の場合)、就業規則(賃金規定、退職金規程を含むもの)、労働協約、個々の労働者の労働契約書や労働条件通知書などを集め、労働債権目録を作ると良いでしょう。

- 経営者に、「未払労働債権確認書」を作成してもらえば、会社の記名押印、社長の代表者印や社判で作成してもらった後の手続がスムーズです(代表者印の印鑑証明を添付、原本がない場合はコピーや証明期間が過ぎたものでも可。要は、「未払労働債権確認書」に押印された代表者印が、真正な印影であることを確認できる証拠がそろっていれば良いのです。)